

# 質の高い審査を実現するための取組 (特許審査)

平成26年9月10日

I. 特許審査を取り巻く環境	1
1. 出願、審査請求及び審査処理の状況	1
(1) 特許出願件数と PCT 国際出願件数の推移	
(2) 審査請求件数	
(3) 審査処理件数	
(4) 特許審査ハイウェイ (PPH)	
2. 審査の質についての現況分析	5
(1) ユーザー評価に基づく質の把握	
(2) 審査部内の取組に基づく質の把握	
II. 質の高い審査を実現するための取組の現況	9
1. 質の高い審査を実現するための方針・手続の整備	9
(1) 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	
(2) 審査及び品質管理の手続の明確性	
(3) 外部への公表及び職員への周知状況	
2. 質の高い審査を実現するための体制	11
(1) 審査実施体制	
(2) 品質管理体制	
3. 品質向上のための取組	14
(1) 管理職による拒絶理由通知等のチェック (決裁)	
(2) 審査官同士の知識共有・意見交換 (協議)	
(3) 外国特許文献サーチの拡充	
(4) 技術情報管理担当者による分類・形式的チェック	
(5) 面接・電話対応	
(6) 品質関連情報の収集・提供	
(7) 能力向上のための研修の実施	
(8) 登録調査機関によるサーチの評価	
(9) 検索インデックスの付与及び整備	
4. 品質検証のための取組	19
(1) 特許審査の取組報告、特許審査の取組中間レビュー	
(2) サンプルチェック	
(3) ユーザー評価調査	
(4) 意見交換	
(5) 外国庁及び審判決との判断相違の要因分析	

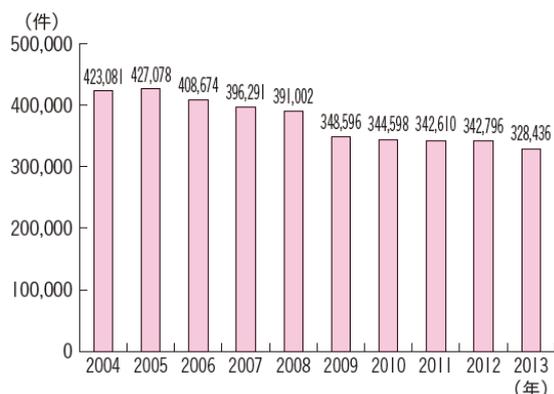
# 質の高い審査を実現するための取組（特許審査）

## I. 特許審査を取り巻く環境

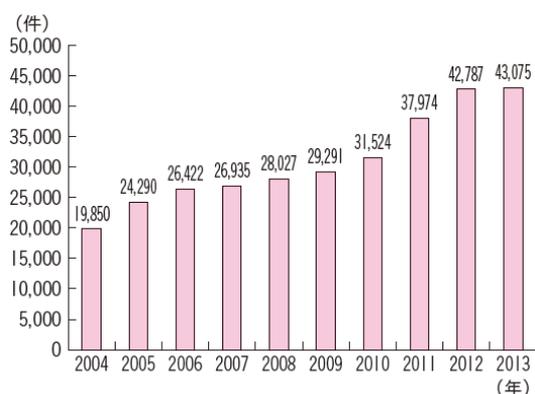
### 1. 出願、審査請求及び審査処理の状況

#### (1) 特許出願件数と PCT 国際出願<sup>1</sup>件数の推移

我が国への特許出願件数は、毎年 40 万件を超える高い水準で推移してきたが、2006 年以降は漸減傾向となった。2013 年の特許出願件数は、328,436 件（前年 342,796 件）であった（図 1 参照）。一方、我が国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際特許出願（PCT 国際出願）の件数は、増加傾向を示しており、2013 年は前年比 0.7%増の 43,075 件であった（図 2 参照）。この背景には、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、更なるイノベーションと企業収益の増進を図るため、海外を含む知的財産戦略の重要性が一層増しており、かつての国内偏重の出願構造から、PCT 国際出願の増加傾向や量から質への出願の厳選が進んでいることなどが考えられる。



【図 1】特許出願件数の推移



【図 2】PCT 国際出願件数の推移

#### (2) 審査請求件数

2001 年 10 月以降の出願について審査請求期間が 7 年から 3 年へ短縮されたことに伴い、審査請求件数の一時的な増大（いわゆる「請求のコブ」）が生じていたが、2008 年 9 月末で「請求のコブ」は終了し、2009 年の審査請求件数は大幅に減少した。2013 年の審査請求件数は、2012 年の審査請求件数とほぼ同様の 240,188 件（前年比 2.0%減）であった（図 3 参照）。

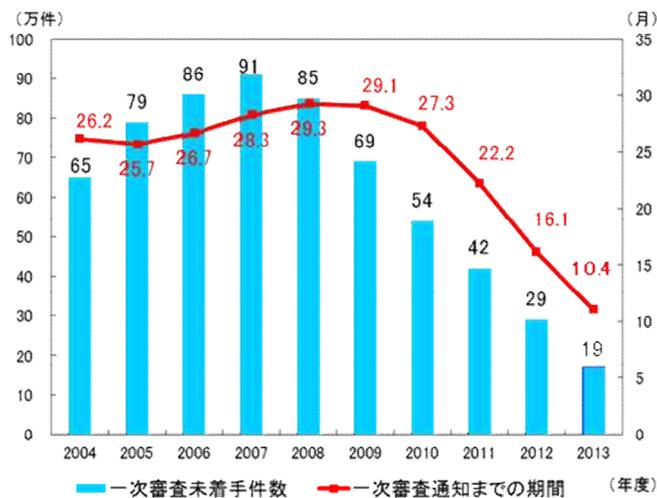
<sup>1</sup> 特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT 加盟国である全ての国に同時に申請したと同じ効果を与える出願制度となっている。



【図3】 審査請求件数と一次審査件数の推移

### (3) 審査処理件数

2013年の国内出願の一次審査<sup>2</sup>件数（FA件数）は、2012年とほぼ同数の356,179件（前年比3.7%減）となり、一次審査件数が審査請求件数を上回った（図3参照）。これに伴い、一次審査通知までの期間は順調に減少しており、2013年度末に長期目標である11か月を達成した（図4参照）。



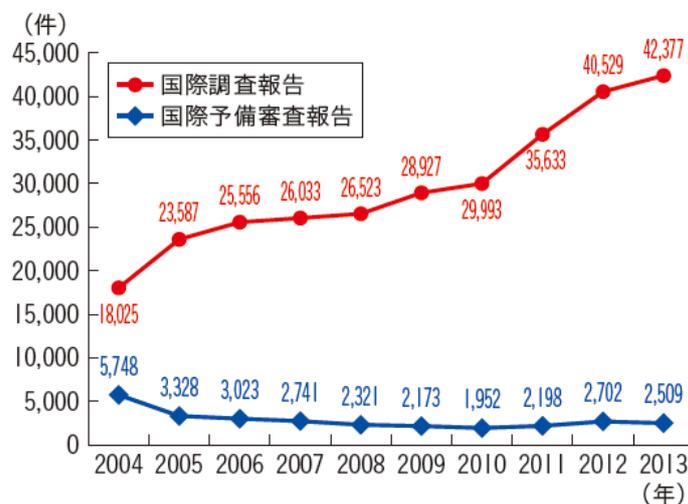
【図4】 一次審査通知までの期間の推移

PCT国際出願件数の増加に伴い、我が国特許庁が国際調査機関として作成した国際調査報告<sup>3</sup>の件数は、2012年の40,529件から2013年の42,377件へと、前年比で

<sup>2</sup> 出願人による審査請求後に、最初に行われる審査。FAは、First Actionの略称。

<sup>3</sup> PCT国際出願がなされ、国際調査機関として選択された特許庁の審査官が関連のある先行技術を調査し、作成する報告。

4.6%増加した（図5参照）。他方、2004年以降、国際予備審査報告<sup>4</sup>の作成件数は減少しており、近年はほぼ横ばいで推移している。これは、2004年に導入された拡張国際調査制度<sup>5</sup>により、国際予備審査段階で作成していた見解書と同様のものが、国際調査報告と同時に作成されるようになったことが背景にある。



【図5】PCT 国際出願の各報告作成件数の推移

また、出願人による特許出願の厳選に伴い、2013年の特許査定件数は前年比2%増の26.0万件となった。特許査定率は69.8%であった。一方、拒絶査定件数は前年比10%減の10.9万件となった。拒絶査定率は30.2%であった（表1参照）。

【表1】最終処分件数の推移

実績	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	前年比 (2013年/2012年)
特許査定件数	178,227	205,652	220,495	254,502	260,046	102%
拒絶査定件数	171,396	164,639	138,784	120,896	108,544	90%
(うち戻し拒絶査定件数)	105,004	100,951	84,419	70,297	60,356	86%
FA後取下げ・放棄件数	5,169	4,600	5,433	5,566	4,090	73%
特許査定率	50.2%	54.9%	60.5%	66.8%	69.8%	—
拒絶査定率	49.8%	45.1%	39.5%	33.2%	30.2%	—

(備考)戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数  
 FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数  
 $\text{特許査定率} = \text{特許査定件数} / (\text{特許査定件数} + \text{拒絶査定件数} + \text{FA後取下げ} \cdot \text{放棄件数})$   
 $\text{拒絶査定率} = (\text{拒絶査定件数} + \text{取下げ} \cdot \text{放棄件数}) / (\text{特許査定件数} + \text{拒絶査定件数} + \text{FA後取下げ} \cdot \text{放棄件数})$

#### (4) 特許審査ハイウェイ (PPH)

##### ① PPHの枠組みについて

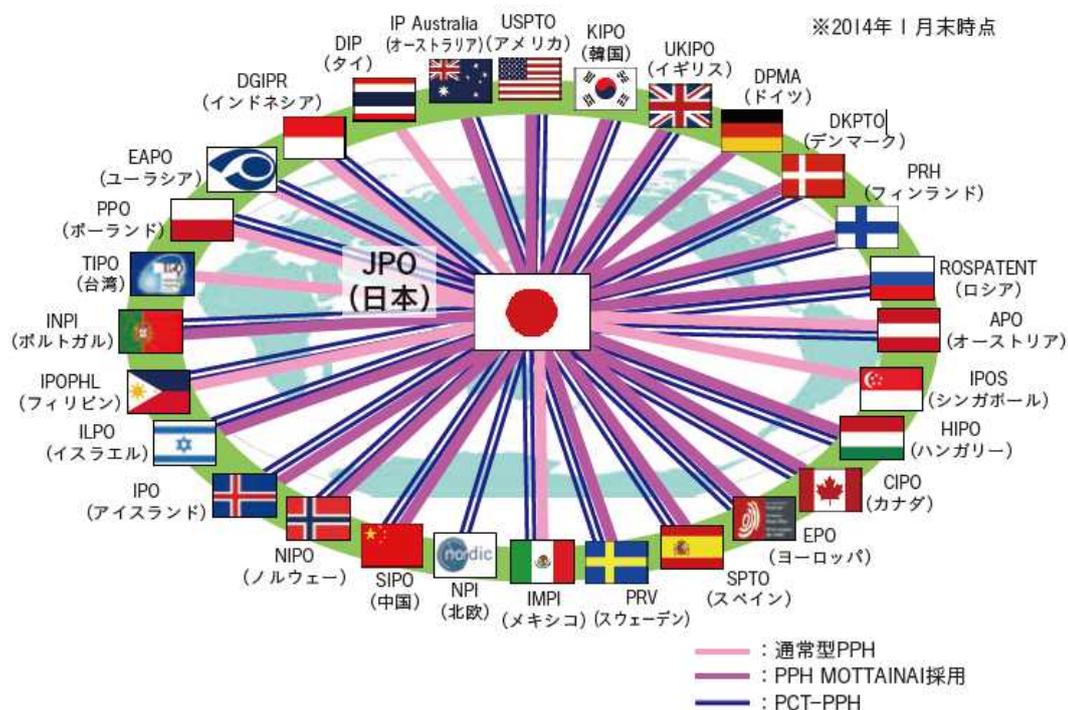
<sup>4</sup> 国際予備審査における最終的な審査官の判断について、審査官が作成する報告。

<sup>5</sup> 国際調査機関が、国際調査報告の作成と同時に、請求の範囲に記載されている発明が、新規性を有するものと認められるかどうか、進歩性を有するもの（自明のものではないもの）と認められるかどうか、産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうか、等についての見解書を作成する制度。

特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）とは、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、当該庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。

これにより、各庁における他庁のサーチ・審査結果の利用を通じて、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援している。

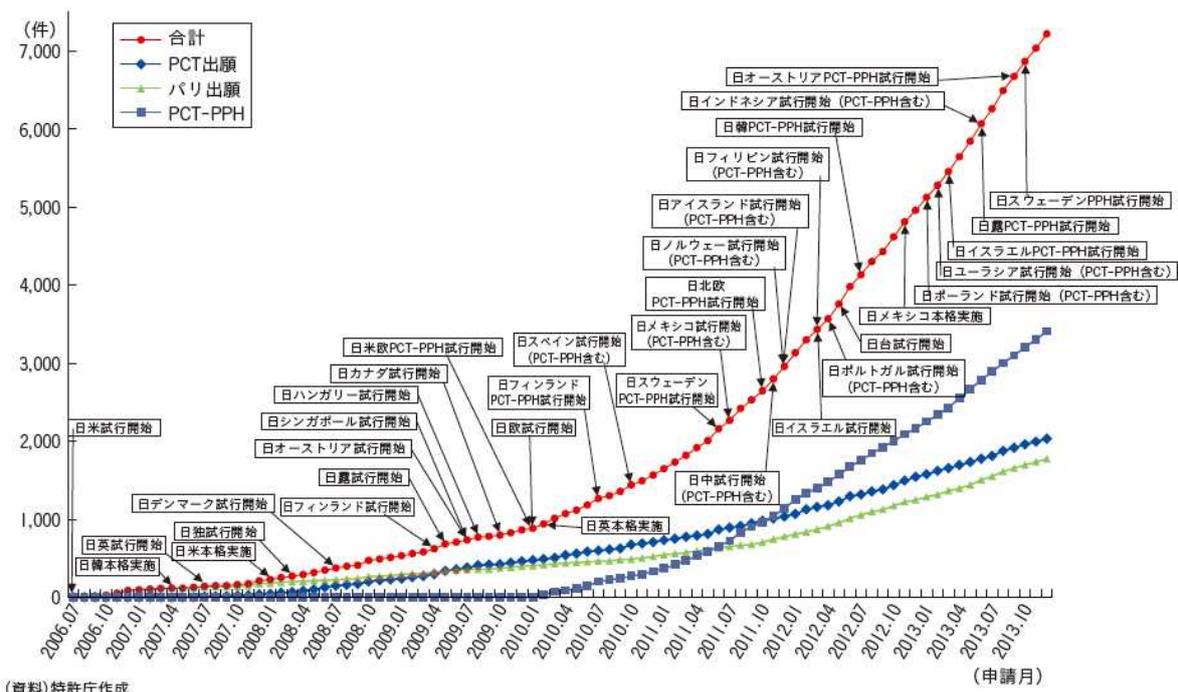
なお、当該枠組みは拡大され、PCT 国際段階において見解書又は国際予備審査報告にて特許可能と判断された出願についても、同様に、PCT 国内段階において簡易な手続で早期審査が受けられることを可能にする特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）の試行プログラムが 2010 年 1 月に開始された。



【図 6】特許審査ハイウェイのネットワーク

## ② PPH の申請件数推移

2006 年 7 月に我が国と米国間で世界初の PPH の試行が開始されて以来、PPH の利用件数は着実に増加している。



【図 7】 日本国特許庁への特許審査ハイウェイの累積申請件数の推移

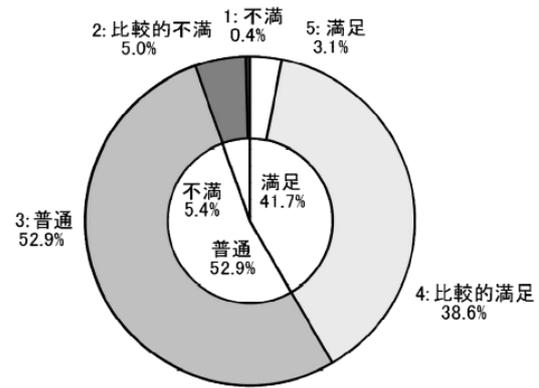
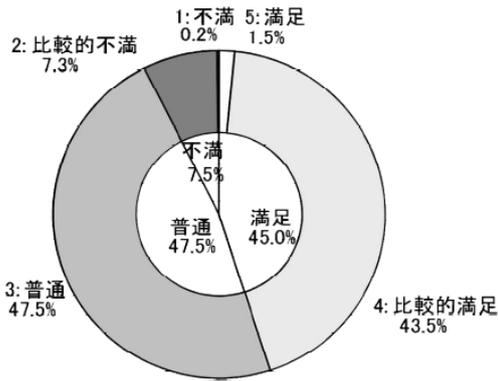
特に利用件数の多い、日本と米国、日本と韓国及び日本と欧州との特許審査ハイウェイについては、その開始から 2013 年 12 月末までの累計で、日本から米国への申請が 10,304 件、米国から日本への申請が 2,931 件、日本から韓国への申請が 3,038 件、韓国から日本への申請が 344 件、日本から欧州への申請が 2,148 件、欧州から日本への申請が 1,004 件、日本から中国への申請が 3,477 件、中国から日本への申請が 82 件となった。

このことは、日本における審査結果が、他庁において利用される頻度が増大していることも意味している。

## 2. 審査の質についての現況分析 (評価項目案⑧関係)

### (1) ユーザー評価に基づく質の把握

平成 25 年度の特許審査の質についてのユーザーアンケート報告書 (参考資料 3-1 を参照) によれば、近年の国内特許審査の質や国際調査等の質に関しては、国内特許審査の質全般についての評価で「普通」以上の評価が占める割合は 92.5%であり、国際調査等の質全般についての評価で「普通」以上の評価が占める割合は 94.6%であるから、ユーザーから一定の評価を受けている (図 8、9)。



【図 8】 国内特許審査の質全般への評価 【図 9】 国際調査等の質全般への評価

また、国内特許文献の調査に関して、「普通」以上の評価の占める割合は、国内特許の質全般に関する評価で、95.8%であり、国際調査等の質全般に関する評価で、97.7%である。さらに、日本国特許庁が優れている点として先行技術文献調査が最も多く挙げられている。この中には、特に、国内特許文献の調査が優れているとの回答も見られる。

このことから、少なくとも、国内特許文献の調査に関しては、ユーザーから評価を受けているといえる。

【表 2】 日本国特許庁が他国の特許庁よりも優れていると感じる点：国内出願

日本国特許庁が優れていると感じる点	回答数 (n=325)
先行技術文献調査	135
審査官の技術理解力	75
ばらつきのない判断	66
新規性進歩性の判断	62

さらに、審査官とのコミュニケーション（面接・電話対応）に関して、「普通」以上の評価の占める割合は、国内特許の質全般に関する評価で、93.0%であり、また、自由記載によりユーザーから肯定的意見も多くなされていることから、ユーザーから評価を受けていると共に、依然としてユーザーにとって関心の高い事項であることがうかがえる。

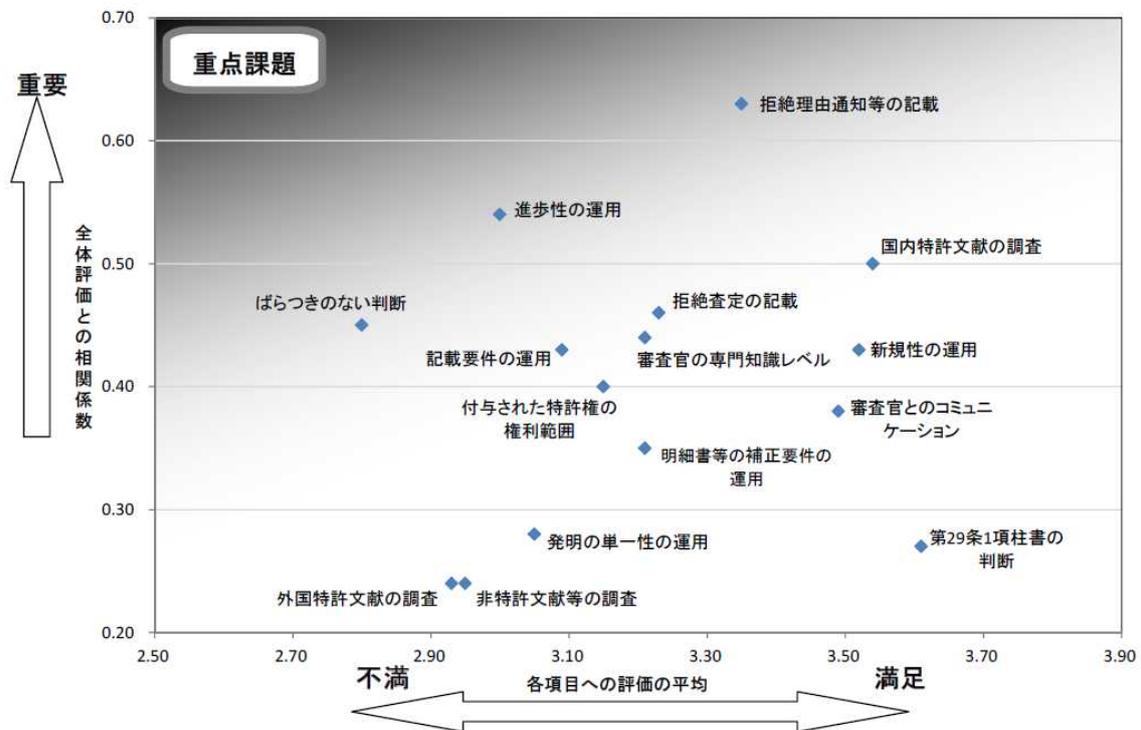
しかしながら、以下のような点が課題として認識されている。

- 「審査官間・審査室間でのばらつきのない判断」に対して不満があるという意見が国内特許審査の質全般の評価で 36.6%を占め、ばらつきの内容として、特に同一の技術分野内における審査官間での新規性・進歩性に関する判断のばらつきを指摘する意見が最も多かった他、異なる技術分野など様々な点でのばらつきを指摘する意見もある。また、「国際段階と国内段階でのばらつきのない判

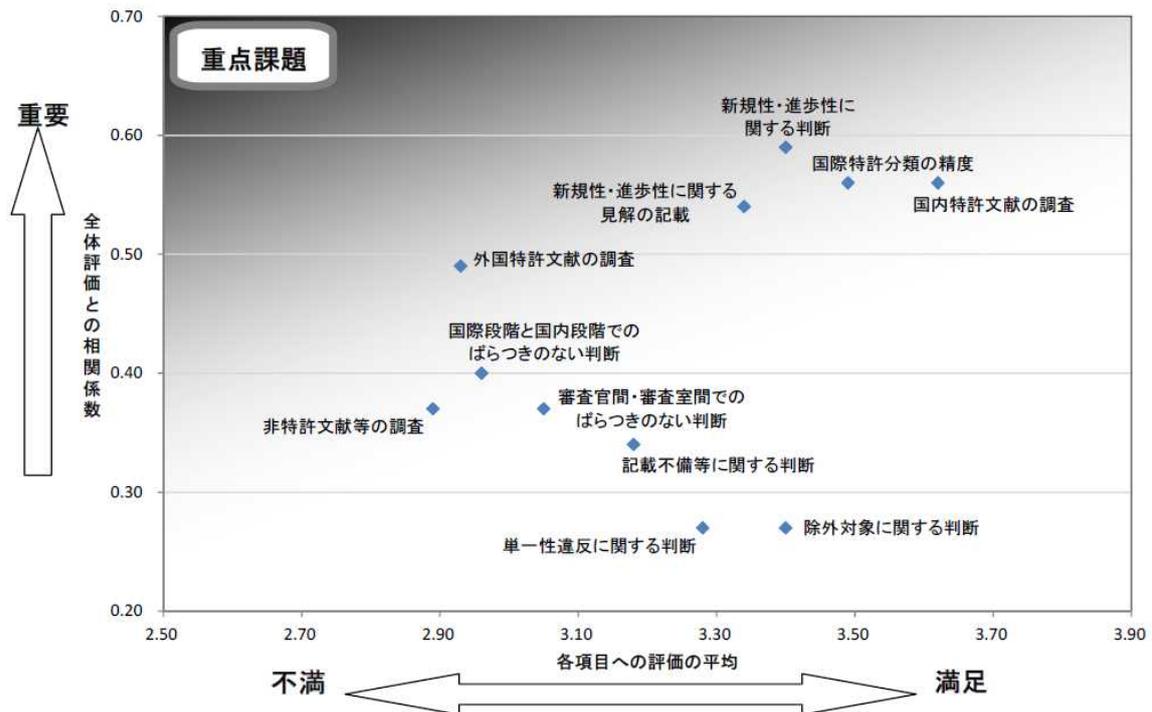
断」に対して不満があるという意見が 24.2%を占め、内々乖離（特許庁内での判断の乖離）の存在が指摘されている。

- 「外国特許文献の調査」に対して不満があるという意見が、国内特許審査の質全般の評価で 24.4%、国際調査等の質全般に関する評価で 30.7%を占め、「国内特許文献の調査」との対比において、改善の余地があるといえる。特に、国際調査等の質全般の評価において、「外国特許文献の調査」は全体評価への相関係数が高く、重要度が高くなっている（図 10、11）。
- ユーザーの手続の負担という観点については、拒絶理由通知回数が多く、手続の負担が大きいほど不満があると回答された割合が高くなるという傾向がある。

これらの評価や課題を受けた取組として、今年度はⅡ. 3. の（1）～（9）欄に記載の取組を行っている。



【図 10】 各項目に対する評価と全体評価との相関係数（国内段階）



【図 11】 各項目に対する評価と全体評価との相関係数（国際段階）

## （2）審査部内の取組に基づく質の把握

審査部では、従前より審査の質の維持・向上に向けた、以下のような取組を行っている。

- 管理職による拒絶理由通知等のチェック（決裁）
- 審査官同士の知識共有・意見交換（協議）
- サンプルチェック
- 外国庁との判断相違の確認 等

昨年度の取組を通じて、一昨年度から改善した点も随所に見られたが、以下のような課題が認められた。

- サーチについては、サーチ範囲の不備、スクリーニング漏れのある事例が確認され、一層の質の向上を図る必要がある。
- 判断・起案については、引用発明の認定、一致点・相違点の認定、動機付けや、同一技術分野における審査官間・審査室間の判断のばらつきといった点に問題がある事例が確認され、こうした事例の解消が重要である。

これらの課題を受けた取組として、今年度はⅡ. 3. の（1）～（9）欄に記載の取組を行っている。

## II. 質の高い審査を実現するための取組の現況

### 1. 質の高い審査を実現するための方針・手続の整備

#### (1) 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況（評価項目案①関係）

##### ① 「品質ポリシー」

世界最高品質の特許審査<sup>6</sup>の実現に取り組むための、品質管理の基本原則となる「特許審査に関する品質ポリシー」（以下、単に「品質ポリシー」という。参考資料3-2参照。）を平成26年3月に策定し、同年4月にこれを公表した。品質ポリシーは、国際調査及び予備審査ガイドラインの第21章（国際調査及び予備審査のための共通の品質枠組み）において、国際調査機関及び国際予備審査機関が設定すべきとされている「機関の品質方針」に当たるものである。

##### ② 「品質マニュアル」

特許審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化し、その全体像を理解できるようにすることにより、品質管理の統一的な実施を維持することを目的に、「特許審査の品質管理に関するマニュアル」（以下、単に「品質マニュアル」という。参考資料3-3参照）を平成26年7月に策定し、同年8月にこれを公表した。この品質マニュアルは、いわゆるPDCAサイクルを、特許審査を行う部署全体におけるサイクルと、特許審査に関する事務を分掌する審査長ごとに分けられた審査長単位におけるサイクルとの2つのレベルに分け、各レベルで行う取組と実施体制を説明している。品質マニュアルは、庁内で品質管理に携わる者のみが参照する文書とならぬよう、特許審査に関わる職員にとって有益で、特許制度のユーザーにも理解できる文書とするとの方針のもとに作成した。なお、この品質マニュアルは、国際調査及び予備審査ガイドラインの第21章において、国際調査機関及び国際予備審査機関が職員及び管理者に提供すべきとされている「品質マニュアル」に当たるものである。

##### ③ 特許庁が達成すべき目標

中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号の規定に基づいて、経済産業大臣が定める特許庁が達成すべき目標として、平成26年度は、新たに「審査の質の向上」に関する評価項目の達成度が追加された。

#### 平成26年度に特許庁が達成すべき目標について

…また、従来は、目標とされていなかった審査の質についても、その更なる向上のため、達成すべき目標を外部委員会で定める。…

##### 1. 特許・実用新案

<sup>6</sup> 発明の審査（PCT国際出願に関する国際調査及び国際予備審査を含む。）及び実用新案技術評価書の作成を意味する。

- ① 審査期間  
＜略＞
- ② 審査の質  
特許審査の品質管理の実施状況、実施体制等の客観的な評価を通じて質の向上を図るため、平成 26 年度の早期に、実務経験者や学識経験者など外部有識者で構成する委員会を新たに設置し、達成すべき目標を委員会で定める。

#### ④ 特許審査の取組の品質管理関連施策

特許審査の品質管理システムは、特許庁長官及びその命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監が、その整備と実施に対して責任を負う。

特許審査部では、特許技監のリーダーシップの下、例年 3 月に翌年度に実施をすべき取組の基本方針や重点事項を含む特許審査部全体の取組の計画を定め、これを実行している。品質管理関連についても、その具体的な施策が取りまとめられて実行に移されている。

また、上記取組の計画を受け、各審査部部長（審査第一部長、審査第二部長、審査第三部長、審査第四部長）のリーダーシップの下、各審査部においても審査の取組の計画を策定している。

### (2) 審査及び品質管理の手続の明確性（評価項目案②関係）

#### ① 特許審査の手続の明確性

特許審査の手続については、「特許・実用新案審査基準」（以下、「審査基準」という。）において、「審査の進め方」（第 IX 部）として文書化されている（[参考資料 3-4](#)参照）。「審査の進め方」では、審査手順を「本願発明の理解と認定」、「調査対象の決定」、「先行技術調査」、「新規性・進歩性等の特許要件の検討」、「拒絶理由通知」、「意見書・補正書が提出されたとき」、「査定」及び「前置審査」に分け、各手順においてなされるべき事項が規定されている。

#### ② 品質管理の手続の明確性

品質管理システム（品質管理及びその実行体制）の整備と実施については、「品質マニュアル」において、特許庁長官及びその命を受けた特許技監が、これに対して責任を負うことを明記している。また、「品質マニュアル」には、品質管理のための手順及び担当について記載され、手順及び担当の詳細について参照すべき文書も記載されている。品質管理についての取組は、「品質マニュアル」及び参照すべき文書の記載に基づいて、実施されている。

### (3) 外部への公表及び職員への周知状況（評価項目案③関係）

「品質ポリシー」は、平成 26 年 3 月に策定されて特許審査官に周知され、同年 4 月に特許庁ホームページを通じて公表した。また、同年 7 月にはパンフレットの形で、全特許審査官に配付され、ユーザー評価調査の依頼状とともに調査対象者に対して郵

送した。さらに、英訳版についても、特許庁ホームページを通じて公表するとともに、国際会議の場でパンフレットを配付することにより周知を図っている。

「品質マニュアル」は、平成 26 年 7 月に策定されて特許審査官に周知され、同年 8 月に特許庁ホームページを通じて公表した。さらに、英訳版についても、特許庁ホームページを通じて公表を予定している。

質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う研修を実施している。

- ・審査官コース研修（審査官補対象、25 年度から）
- ・審査官補コース研修、任期付職員初任研修（新人対象、26 年度から）
- ・マネジメント能力研修（新任上席審査官対象、25 年度から、年 2 回）
- ・新任品質管理官向け説明会（人事異動に合わせて開催、26 年度から）

また、企業等の意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介するものを設け、説明を行っている。

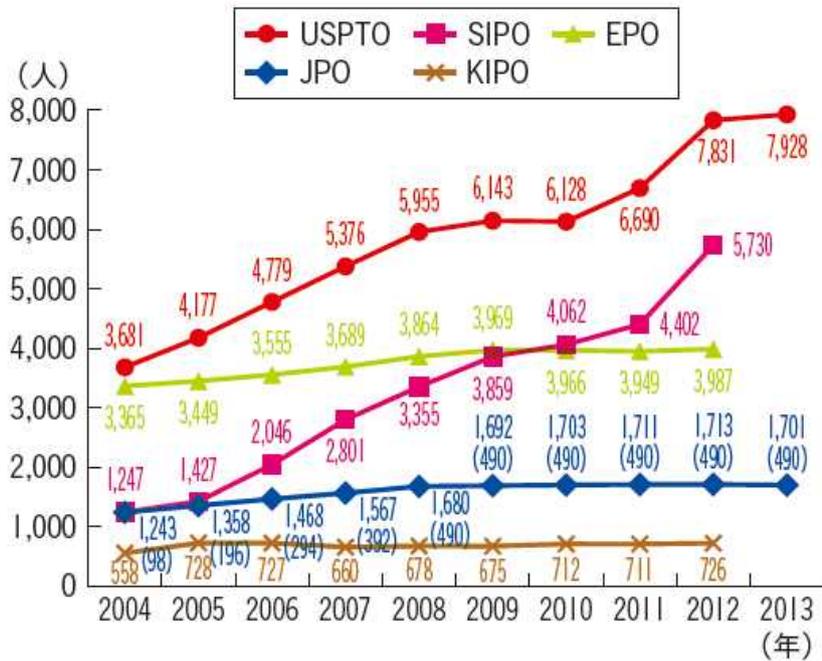
## 2. 質の高い審査を実現するための体制

### (1) 審査実施体制（評価項目案④関係）

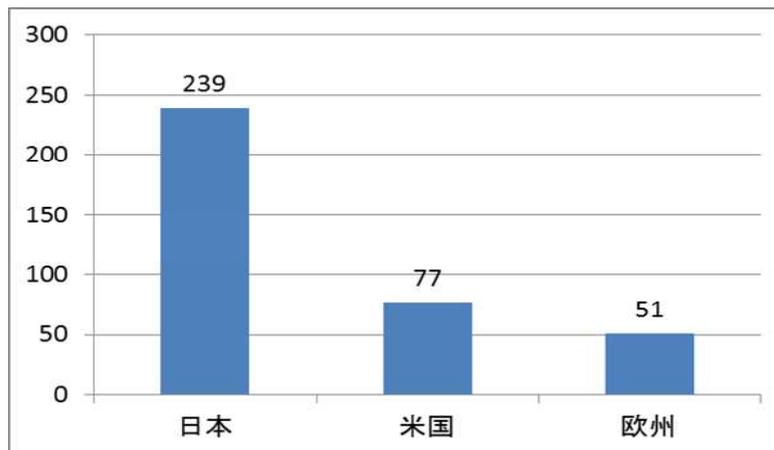
#### ① 特許審査部の組織体制・人員配置

技術分野別に特許審査を行う部が 4 つ設けられ、4 つの部はさらに 38 の審査長単位に分けられ、合計約 1,700 名の審査官により審査が行われている。4 つの部には、管理職が約 130 名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。

出願内容の高度化・複雑化、先行技術調査の対象となる蓄積文献数の増加、並びに条約により国際調査報告及び国際予備審査報告の作成期限が定められている PCT 国際出願件数の増加等、特許審査における審査処理の負担は年々増加している。このような中、特許庁では、迅速かつ的確な審査を行うため、約 500 名の任期付審査官の採用や先行技術調査事業の拡充等の取組を着実に実施することにより、審査体制の強化や審査の効率化を図ってきた（図 12 参照）。この結果、審査官 1 人当たりの審査処理件数で見ると、米国特許商標庁（USPTO）と比較して 3.1 倍、欧州特許庁（EPO）との比較では 4.7 倍の審査を行っており（図 13 参照）、既に相当程度の効率化が図られている。



【図 12】 五大特許庁の審査官数の推移



【図 13】 審査官 1 人当たりの審査処理件数 (2012 年)

## ② 審査官の資格及び能力評価

特許審査官は、人事院が実施する国家公務員採用総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）の合格者又は特許庁が実施する任期付職員（特許審査官補）採用試験の合格者から採用され、その資格は、特許法第 47 条第 2 項の委任を受けた特許法施行令第 12 条において規定されている。同条に規定された資格要件の一つである独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修課程の修了のためには、産業財産権法四法、条約及び審査実務等の試験に合格する必要がある。

審査官任用後も、産業財産権に関する国際動向の修得や審査実務に関する事例研究を行う応用能力研修や、3.（7）欄に記載の研修の受講等の機会が設けられる。

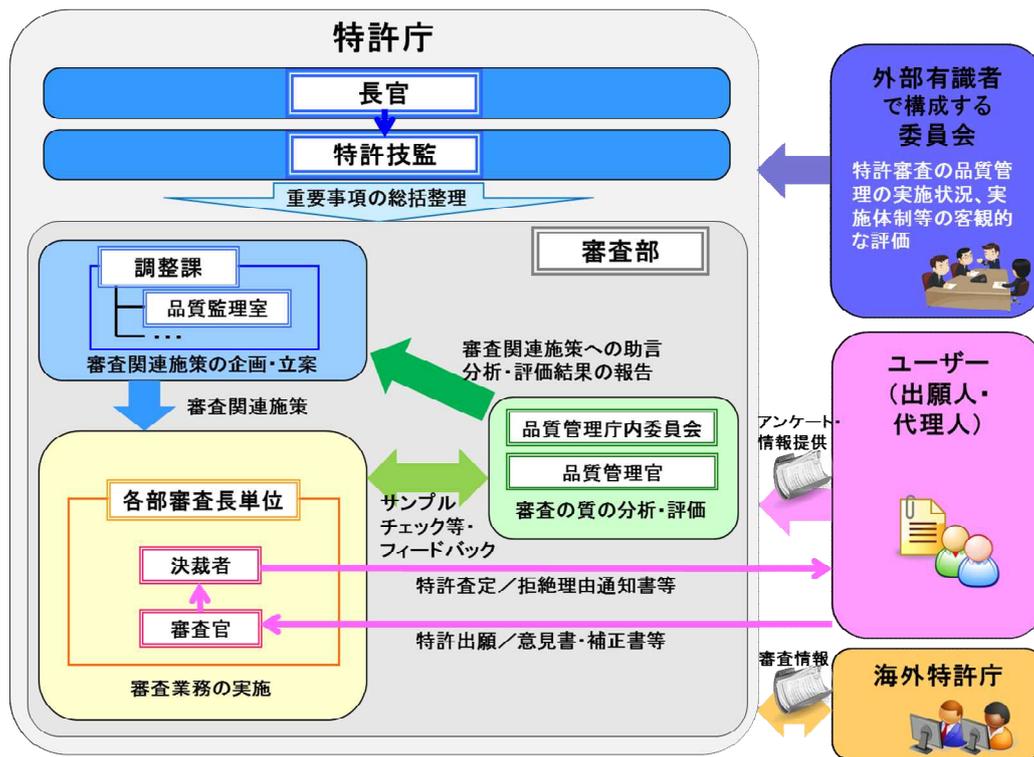
また、国家公務員に対して導入されている能力・実績主義の人事管理の一環として年1回実施される能力評価において、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力の評価が行われる。能力評価の結果については、原則として本人にフィードバックされるとともに、適材適所の人事配置や人材育成の観点から必要な研修等の受講の指導に利用されている。

## (2) 品質管理体制 (評価項目案⑤関係)

### ① 審査部・審査長単位

特許審査の品質管理システム (図14参照) は、特許庁長官及びその命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監がその整備と実施に対して責任を負う。

特許審査は、審査官が、各審査部部長及び各部に置かれた審査長のマネジメントの下、分掌された技術について行っている。各部・各審査長単位は、調整課が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する技術分野に応じた独自の取組を行うことで、審査の質の向上を図っている。



【図14】品質管理システムの全体像

### ② 品質監理室

調整課の品質監理室は、特許審査の品質管理に関する事務を行う。同室では、例えば、協議・決裁、各種サンプルチェック、審判情報の活用等の審査部・審査長単位が実施する施策や、ユーザー評価調査といった品質関連施策の企画・立案を行う。

また、審査の質に関する各種データ収集や形式的チェック等、後述の品質管理を行う庁内委員会（品質管理庁内委員会）が実施する審査の質の分析・評価のサポートを行う。

同室は、4名の職員と、データの集計や品質管理庁内委員会が行う分析に必要な書類の作成や形式的チェック等の事務を行う16名の特許審査調査員により構成される。

### ③ 品質管理庁内委員会（特許）

品質管理庁内委員会は、特許審査の質の分析・評価を行うことを通じて品質管理を行い、各審査部内の有識者（審査長等）により構成される。当該委員会は、サンプルチェック結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等の品質監理室により収集された審査の質に関するデータを分析・評価し、各審査部・各審査長単位に対して第三者的な立場で、審査の質の現状や解決すべき課題を明らかにする。そして、その結果を特許技監及び調整課に報告するとともに、サンプルチェックに関するデータや分析（決裁の際の審査の質のチェックの観点等）を各審査部・各審査長単位にフィードバックする。これに加えて、品質管理庁内委員会は、品質監理室が企画・立案する各種施策について助言を行う。

品質管理庁内委員会は、委員長と各部3名の委員の合計13名で構成される。また、13名の特許審査調査員が、同委員会による分析の支援をしている。

### ④ 品質管理官

調整課に所属の品質管理官は、担当する技術分野における高い知識や判断力を有する管理職経験者や審査官から選任され、後述の各種サンプルチェックを行うとともに、その結果を管理職や審査官にフィードバックする。

品質管理官は、審査官から約80名弱（全業務の20%を品質管理官としての業務に充てる）が、審査部の管理職経験者から3名が選任され、この体制により、前者では年間で60%弱の審査官を対象にサンプルチェックが可能な体制となっている。

## 3. 品質向上のための取組（評価項目案⑥関係）

特許審査は、本願理解、サーチ（先行技術調査）、判断、起案の順に審査官により行われる。起案書については、管理職による実体的・形式的チェック（決裁）を経て、出願人に発送される。

特許審査の質の維持・向上のため、個々の審査官が4.（2）①、②欄に記載のチェックシートやケアレスミス集を活用するなどして、不備が生じないような特許審査を行う努力をするのみならず、特許審査及びその関連業務において、図15に示すような取組を実施している。以下、各取組について説明する。



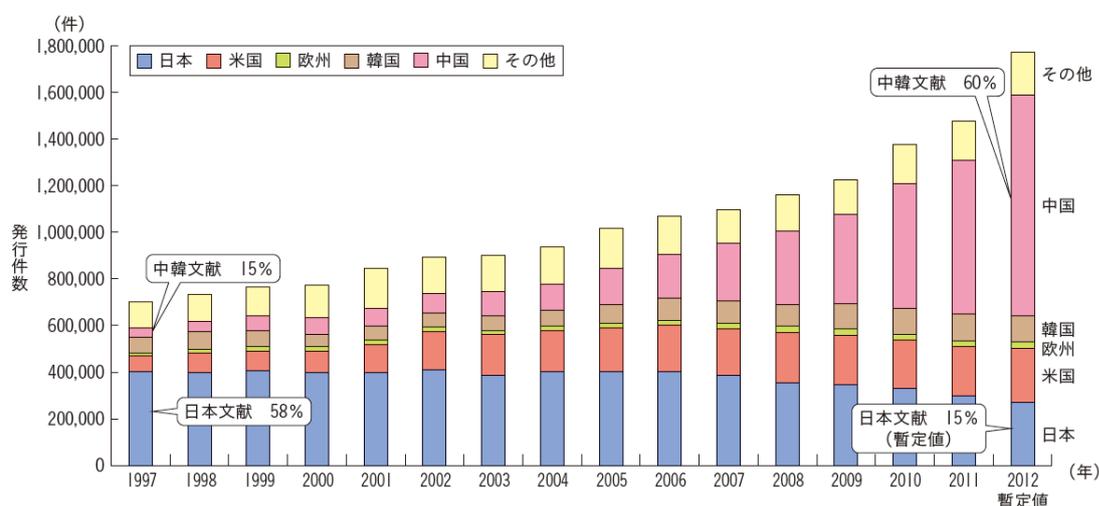
- 3回目以降の拒絶理由通知を行う案件及び2回目であっても再度最初の拒絶理由通知を行う案件
- 我が国特許庁の国際段階と国内段階において判断が相違する案件（内々乖離案件）
- 審査基準の適用に特に注意を要する案件（17条の2第4項適用案件等）

また、全ての審査官が半期に1回、無作為抽出されたPCT出願を対象に、統一したチェック観点に沿って、サーチの履歴も用いた協議を実施している。

協議により共有されたサーチノウハウ等については、サーチに用いる分類について説明するFIハンドブック等に反映することにより、組織的な情報の共有が図られている。

### （3）外国特許文献サーチの拡充

近年、世界の特許文献において、日本語以外の言語で記載された外国特許文献（実用新案を含む）の割合が急増している（図16）。世界で通用する安定した権利の設定を行うためには、日本語文献調査だけでは十分でなく、外国特許文献調査を併せて行うことが必要不可欠である。また、ユーザー評価調査において、外国特許文献の調査については、不満があるという意見が国内特許審査の質全般の評価で24.4%、国際調査等の質全般に関する評価で30.7%と高い割合で存在し、ユーザーからも必ずしも十分な評価を得ていないところ、特に、国際調査等の質全般の評価において全体評価への相関係数が高く、重要度が高くなっている（図10、11）。



（備考）世界で発行された特許文献（実用新案含む）を言語別に整理し、重複を排除したもの。複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許としてカウント。日本語がない場合には、米国（英語）、欧州（英語、仏語、独語）、韓国（韓国語）、中国（中国語）の順で該当する国・地域（言語）の特許文献としてカウント。2012年の発行件数は暫定値。

【図16】世界の特許文献

平成26年度は、外国から日本への特許出願の多い技術分野や外国特許文献蓄積数の割合が高い技術分野等について、積極的に外国特許文献調査を行うこととしており、新たな外国特許文献サーチツールとして、①CPC（Cooperative Patent

Classification) 7による検索が可能な庁内検索システム（平成 26 年 5 月）、②中韓文献翻訳・検索システム（平成 27 年 1 月）が利用可能となる環境を整える一方、外国分類情報（CPC と FI・F タームとの対応関係等）、英語シソーラスといったサーチに関する知識を収集・蓄積し、審査官間で共有する取組を行っている。また、平成 25 年度に 0.6 万件で試行した英語文献を対象とする登録調査機関による外国特許文献調査について、平成 26 年度は、約 7.7 万件にまで規模を拡大することとしている。

#### （４）技術情報管理官による分類・形式的チェック

決裁者による決裁に先立ち、技術情報管理官（担当技術分野の分類や PCT 出願案件の処理に精通した審査官から選任されるチェック者）が、特許査定や、国際調査又は国際予備審査において審査官による起案の全件について、4.（2）欄に記載のチェックシートやケアレスミス集などを活用して、記載された分類及び形式的事項等をチェックし、必要に応じ、起案者に差し戻して修正を促している。

#### （５）面接・電話対応

審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることは、納得感の高い結論を得ることが重要であり、ユーザーアンケートの結果からも、審査官との面接や電話対応に対するユーザーによる関心の高さが伺われる。

これを受け、従前は迅速な審査に資さない場合は受諾しないとしていた代理人等からの面接要請について、面接要請があった場合、原則、一回は面接を受諾するものと面接ガイドラインの改訂を予定している。

平成 26 年度は面接審査を積極的に行うこととしていることから、面接及び電話対応の審査実績<sup>8</sup>に占める実施率は前年を上回ることが想定される。

#### （６）品質関連情報の収集・提供

品質監理室・品質管理庁内委員会は、以下の品質関連情報を収集し、改善すべき点等を明らかにするとともに、関係部署・各委員会と連携しながら、特許審査の質の維持・向上のための施策に反映させている。また、各審査部・審査長単位等は、品質関連情報を活用することにより、特許審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図っている。

##### ① 審査に関する統計データ

品質監理室・品質管理庁内委員会は、即特許率<sup>9</sup>や、拒絶理由（新規性、進歩性、記載不備等）ごとの拒絶理由通知率等、審査に関する各種統計データを提供して

---

<sup>7</sup> 国際特許分類（IPC）を細展開または IPC とは他観点で展開した特許分類であり、欧州特許庁及び米国特許商標庁が管理している。

<sup>8</sup> 一次審査件数、再着審査件数及び前置審査件数の合計

<sup>9</sup> 査定件数に占める拒絶理由が通知されずに特許査定となった件数の割合。

いる。各審査官は、審査のばらつきを低減する観点から、これを意識しつつ、必要に応じて協議に活用している。

## ② 審判に関する統計データ

審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析は、審査の現状・改善点の把握に資するものと考えられるので、品質監理室・品質管理庁内委員会は、審判請求情報や審決情報を含む審判関連データ及び無効審判・拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集・分析し、審査長単位に提供している。審査長等は、これらの情報を利用して自らの審査長単位における審査の現状・改善点の把握し、必要に応じて審査官へ提供するとともに指導を行う。各審査官は自らの審査の現状・改善点の把握に利用している。

## (7) 能力向上のための研修の実施

特許審査の質の向上のためには、特許審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須となる。特許審査に関わる全ての職員は、日々の自己研鑽に励み、研修の機会等があれば積極的に参加して、専門性を高めることが求められる。

審査部では、Ⅱ. 2. (1) ②欄に記載した能力評価の結果なども活用しつつ、審査官等を対象として、「法律・審査基準に関する知識」や「技術に関する知識」については勿論のこと、時代の要求に応じた「国際化に対応する語学能力」、「出願人ニーズに応じた審査のためのコミュニケーション能力」及び「知的財産活用に関する知識」についても体系的に修得できる研修の受講等の機会を提供している。また、自己研鑽に資するよう、eラーニング教材も提供している。

## (8) 登録調査機関によるサーチの評価

特許審査のうちサーチについては、登録調査機関によって下調査が実施されているものがある。登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図るために、審査官は、かかるサーチ結果を評価して、これを当該機関にフィードバックしている。また、審査長等は、当該機関との間で定期的に協議を行い、必要に応じて改善を促している。

さらに、特許庁は、評価結果を踏まえて発注先の登録調査機関を選定することにより、かかるサーチの結果物である検索報告書の質の維持・向上を図っている。

## (9) 検索インデックスの付与及び整備

検索インデックス (FI 分類及びFターム) は、的確なサーチを行うための基礎となるものである。特許庁は、受理した出願 (特許出願、実用新案登録出願、PCT 国際出願) に対し、FI ハンドブック等に従い、登録調査機関を活用しつつ、検索インデックスを付与している。検索インデックスは、出願当初の明細書等に記載された事項に基づいて付与されるが、特許審査の過程を通じて、修正する必要がある場合には審査官により修正される。

また、審査長単位では、FI 分類表の改正・F タームリストのメンテナンス等を、技術・出願動向や国際的動向等を踏まえ、必要に応じて実施している。また、FI 改正等に伴って新 FI 分類表等に対応する検索インデックスの付与が必要となるが、これについては民間事業者等を活用するなどして実施している。

審査官は、登録調査機関又は民間事業者により付与された検索インデックスをチェックするとともに、必要に応じて連絡票を作成して改善すべき点等をフィードバックしている。また、審査長等は、登録調査機関の分類指導者と定期的に協議を行い、必要に応じて改善を促している。

#### 4. 品質検証のための取組（評価項目案⑦関係）

##### （1）特許審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証

II. 1.（1）④欄に記載したように、年度毎に当該年度に実施をすべき特許審査の取組の計画を審査の処理、検索等の審査周辺システムの整備、法令の適用や審査基準の運用、人材育成及び品質管理の各観点から策定している。

策定した取組の計画に対しては、上半期終了後に進捗状況を検証し、年度終了後に取組報告という形で達成状況の検証を実施している。また、必要に応じて四半期毎の進捗状況の検証も実施される。検証の結果、把握された課題等に基づいて、次年度の審査の取組が策定され、業務の改善が行われる。

##### （2）サンプルチェック

###### ① 形式的瑕疵サンプルチェック

形式的にも瑕疵のない拒絶理由を通知することは、出願人・代理人等との意思疎通を円滑に行う上で重要であるため、品質監理室の特許審査調査員（審査品質管理補助担当）による形式的瑕疵に関するサンプルチェックを平成 23 年度に試行し、平成 24 年度から実施している。品質管理庁内委員会は、サンプルチェック結果を分析して形式的瑕疵について類型化するとともに、「よくある『ケアレスミス集』（起案書イメージ）」としてまとめ、イントラネットを通じて提供している。起案時や決裁時に誤りの生じやすい事項を各審査長単位に提供することにより、起案時や決裁時に特に留意すべき事項を明らかにする。チェック結果は、決裁をした審査長等を通じて対象案件を担当した審査官にフィードバックされる。昨年度のサンプルチェックは、合計 2400 件について行われ、全案件の約 0.6%、審査官の 100% をカバーしている。

平成 26 年度も昨年度と同様の規模で実施する予定である。

###### ② PCT ・特許査定サンプルチェック

品質管理官による再サーチの実施を伴うサンプルチェックは、平成 24 年度から試行し、平成 26 年度から全審査長単位を対象を拡げ、対象案件を、PCT 出願及び質の判断に際して再サーチが必要となる場合が多い特許査定案件として実施して

いる。品質管理官は、再サーチを行い、サーチの的確性を含めて、審査の内容を確認している。また、品質管理官のフィードバックの内容を対象案件の審査に反映するために、チェックは管理職による決裁前のタイミングで行っている。チェック結果は、品質管理官によって、審査長等とともに対象案件を担当した審査官にフィードバックされる。

品質管理庁内委員会は、このサンプルチェックにより判明した典型的な問題事例を整理し、「内国審査におけるチェックシート」及び「国際調査・国際予備審査におけるチェックシート」としてまとめ、イントラネットを通じて提供している。

平成 26 年度は、5 月後半以降、80 名弱の品質管理官（全業務の 20%を品質管理官としての業務に充てる）が、1 人あたり一月に 3 件以上のサンプルチェックを行うことを目標としている。

### ③ 拒絶理由通知・拒絶査定のサンプルチェック

拒絶理由通知及び拒絶査定について、審査長単位外の者である、管理職経験を有する品質管理官をチェック者とする新たなサンプルチェックを平成 26 年度から試行し、拒絶理由の論理構成の的確性を中心に確認している。サーチの的確性については、PCT・特許査定のサンプルチェックで確認するため、本サンプルチェックでは再サーチを実施しない。また、出願人に実際に発送される拒絶理由通知及び拒絶査定の質を客観的に把握するため、チェックは決裁後のタイミングで行っている。チェック結果は、決裁をした管理職を通じて対象案件を担当した審査官にフィードバックされる。

平成 26 年度は、4 月以降 2 名、7 月以降 3 名の品質管理官が、1 人あたり一月に 20 件以上のサンプルチェックを行うことを目標に試行している。

### （3）ユーザー評価調査

品質監理室は、審査の質に関するユーザーの評価やニーズを把握するため、平成 24 年度から調査を開始し、その結果を公表している（平成 25 年度の調査結果については、[参考資料 3-1](#)を参照）。今年度も、ユーザーの評価やニーズの継続的な把握のため、昨年度と同様の規模及び内容で調査を実施している。

調査の規模として、国内出願については、2012 年の国内出願件数上位約 620 者（国内出願人約 590 者、外国出願人約 30 者）を調査対象者（全出願に占める調査対象者の出願の割合は約 69.0%）としており、2013 年に特許査定または拒絶査定がなされた案件の中からランダム抽出された約 2,000 件を調査対象案件としている。また、PCT 出願については、2013 年の PCT 出願件数上位約 300 者を調査対象者（全出願に占める調査対象者の出願の割合は約 81.4%）としており、2013 年に国際調査報告または国際予備審査報告が作成された案件の中からランダム抽出された約 730 件を調査対象案件としている。その他、小規模出願人や代理人も調査対象者としている。

#### (4) 意見交換

審査部は、今年度も、各企業や業界団体等のユーザーとの直接的な意見交換を行っている。当該意見交換において、特許審査の品質向上施策やユーザー自身の特許出願や審査請求の状況、特許率、拒絶に関する状況等の情報を提供する。また、特許審査の質を含めた意見・要望等を伺い、当該意見・要望等を品質管理に関する各種施策の企画・立案や品質向上に活用する。

また、意見交換等の機会を通じ、特許審査の質に問題があったと思われる個別出願についての情報提供を受け、当該情報を審査の質を向上させるための施策を検討するために活用する。

さらに、品質監理室は審査基準室と連携して、知財関連団体や代理人団体とも定期的に意見交換会を開催し、特許庁における品質管理関連施策について意見交換するとともに、出願人・代理人の問題意識の把握に努めている。実務者レベルで定期的に意見交換を行うことにより、双方の意思疎通を円滑にすることができるとともに、庁内にはその結果を報告することにより出願人・代理人の問題意識を共有することができ、一方、庁外に対しては特許庁の施策の理解の促進につながるものと考えられる。

#### (5) 外国庁及び審判決との判断相違の要因分析

審査段階での判断と外国庁及び審判決の判断との相違の要因分析は、サーチを含む特許審査の質の向上につながる情報が得られることから、特許審査調査員を活用して全技術分野において実施している。今年度の対象案件・事件は以下のとおりである。

- ・ 我が国特許庁と外国庁との双方に出願されたものであって、互いの審査結果が異なった出願
- ・ 審査段階で提示されなかった文献を引用した審判決

#### 参考資料一覧

参考資料 3-1：平成 25 年度特許審査の質についてのユーザーアンケート報告書

参考資料 3-2：特許審査に関する品質ポリシー

参考資料 3-3：特許審査の品質管理に関するマニュアル

参考資料 3-4：「審査の進め方」（「特許・実用新案審査基準」第 IX 部）